



# 歴史的景観の保全に関する 具体的施策（素案）

～ 世界に誇る歴史的景観を未来につなぐ京都の景観づくり ～



平成29年7月  
京都市



# 進化する景観政策 ～50年後、100年後も光り輝く京都を目指して～

- 50年後、100年後も京都が京都であり続けるため、平成19年9月から「新景観政策」を実施
- 「新景観政策」は社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、不断に進化

景観政策の更なる進化！  
「新景観政策」から10周年！

「新景観政策」は  
絶えず進化！！

## 平成23年度

- ・地域景観づくり協議会制度の創設
- ・優良デザイン促進制度の創設
- など

## 平成27年度

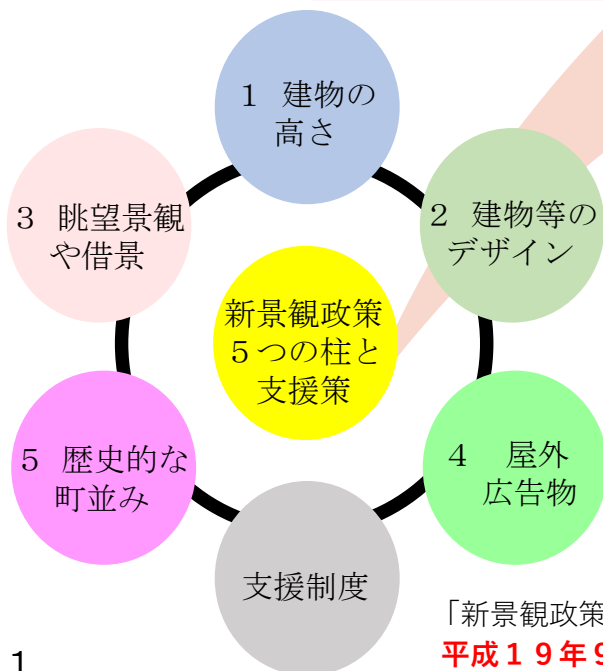
- ・屋外広告物の適正化の推進  
⇒市内45,000の屋外広告物を  
94%を超えて新条例に適合

## 平成29年度 (喫緊の課題)

- ・京町家の保全継承
- ・歴史的景観の保全  
⇒ 今回の取組

### 【10周年記念事業】

- ・シンポジウム開催
- ・レポート作成
- など



提供：京都新聞社

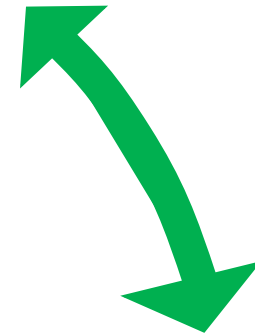
「新景観政策」  
平成19年9月実施

# 具体的施策（素案）の構成

## 柱1 景観規制の充実

- 寺社等の歴史的資産周辺の貴重な眺めを守るエリアの拡充
- 良好な建築計画の誘導のための景観デザインレビュー制度の創設
- 建物や工作物について、地域特性に応じた基準や方針の策定

地域の歴史や、風土、文化等、その地域で大切に守っていくべきものを市民や事業者、歴史的資産の所有者の皆様と共有しながら、3つの柱を一体的に進めます。



## 柱2 支援策の充実

- 寺社やその周辺の景観上重要な建物や樹木を守るため、これらの指定及び助成等の支援の推進
- 建物の維持及び活用、樹木の維持管理等に関する専門家派遣制度の創設
- 優れた計画へと誘導するため、寺社等の歴史的景観の特徴や周辺地域の景観特性等に関する情報の公開

## 柱3 景観づくりの推進

- 地域の景観の特徴等を地図情報を用いてわかりやすく伝え、共有するためのシステムの構築の検討
- 地域に存在する寺社等の歴史的資産を生かしたまちづくり・景観づくりの推進

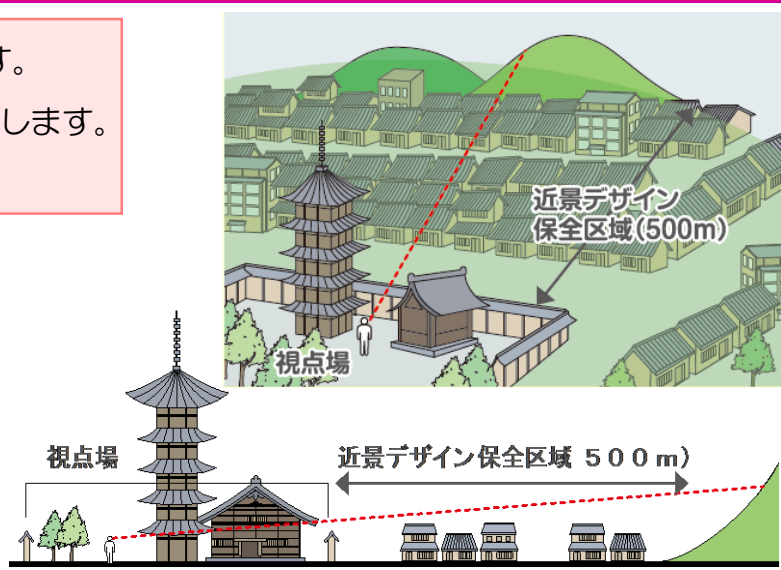


今後も、貴重な歴史的景観を守り、育て、また、未来に向かって優れた景観を創造することで、京都に暮らしてよかったと思えるような、文化首都として相応しい景観づくりを目指します。

# 柱1：景観規制の充実

- ① 新たに「視点場」を11箇所、追加指定します。
- ② 参道や門前等を新たに「視点場」として指定します。
- ③ 「景観デザインレビュー制度」を創設します。

- 平成19年に**全国初となる**「眺め」に関する総合的な仕組みとして「**眺望景観創生条例**」を制定
- 優れた眺めを守るべき場所を「視点場」として指定
- また、視点場の周囲を「**近景デザイン保全区域**」として定めることで、新しい建物を建てる際の色やデザインの基準を指定



**眺望景観保全地域の指定**

規制の内容に合わせて、3つの区分に分類

**眺望空間保全区域**  
視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等の最高部が超えてはならない標高を定める区域

**追加** **近景デザイン保全区域**  
視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう形態・意匠について基準を定める区域

**遠景デザイン保全区域**  
視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう外壁、屋根等の色彩について基準を定める区域（近景デザイン保全区域を除く。）

眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	保全区域			【視点場】 38箇所
		眺望空間	近景	遠景	
<b>追加</b>					
境内の眺め <17箇所>	賀茂別雷神社（上賀茂神社）、賀茂御祖神社（下鴨神社）、 教王護国寺（東寺）、醍醐寺、仁和寺、高山寺、西芳寺、 天龍寺、鹿苑寺（金閣寺）、龍安寺、本願寺、二条城、 京都御苑、桂離宮 清水寺、慈照寺（銀閣寺）、修学院離宮		○		
通りの眺め <4箇所>	御池通、四条通、五条通、 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り		○		
水辺の眺め <2箇所>	涿川・宇治川派流、琵琶湖疏水		○		
庭園からの眺め <2箇所>	円通寺 渉成園	○	○	○	
山並みへの眺め <3箇所>	賀茂川右岸からの東山、賀茂川両岸からの北山、 桂川左岸からの西山		○		
<b>追加</b>					
「しるし」への眺め <7箇所>	賀茂川右岸からの「大文字」、高野川左岸からの「法」、 北山通からの「妙」、賀茂川左岸からの「船」、 桂川左岸からの「鳥居」、 船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」 西大路通からの「左大文字」	○	○		
見晴らしの眺め <2箇所>	鴨川に架かる橋からの鴨川、 渡月橋下流からの嵐山一帯		○		
見下ろしの眺め <1箇所>	大文字山からの市街地		○	○	

【境内の眺め】  
○ 世界遺産 14箇所  
○ 御苑・離宮 3箇所

**10箇所追加**

**拡充**

**【視点場】  
49箇所**

【「しるし」への眺め】  
○ 「大文字」など 7箇所

**1箇所追加**

# 柱1：景観規制の充実

## 1 眺望景観創生条例に基づく「視点場」を新たに11箇所追加します！

世界遺産をはじめとした寺社や離宮などの境内と  
その背景にある空間が一体となってつくる景観

**世界遺産** 上賀茂神社, 下鴨神社, 東寺, 清水寺, 醍醐寺  
仁和寺, 高山寺, 西芳寺, 天龍寺, 金閣寺,  
銀閣寺, 龍安寺, 西本願寺, 二条城

**離宮など** 京都御苑, 修学院離宮, 桂離宮



(一例) 銀閣寺の境内の眺め

既指定 17 箇所



10 箇所の寺社を追加  
(合計 27 箇所)

大徳寺, 北野天満宮, 相国寺, 妙心寺  
東本願寺, 南禅寺, 平安神宮, 知恩院  
建仁寺, 東福寺

併せて！

合計 27 箇所の  
寺社等のうち

23 箇所



【東福寺の参道の眺め】



【知恩院門前周辺の眺め】

## 2 参道や門前などを「視点場」に指定することで、 参道等の沿道の建物等にも色彩やデザインの基準を指定

五山の送り火のように歴史的・文化的な  
もので、目印となる<しるし>を眺める  
時の町並みが一体となってつくる景観

賀茂川右岸からの「大文字」  
高野川左岸からの「法」  
北山通からの「法」  
賀茂川右岸からの「船」  
桂川左岸からの「鳥居」  
西大路通からの「左大文字」  
船岡山公園からの「大文字」  
「妙」「法」「船」「左大文字」



(一例) 西大路通からの「左大文字」

既指定 7 箇所



1 箇所を追加  
(合計 8 箇所)

八坂通から  
八坂の塔を見る眺め



さらに！

2.7箇所について地域の歴史・文化・町並み等を生かした

### ③ 良好な建築計画を誘導するための協議制度 (景観デザインレビュー制度) を新た創設

計画の早い段階  
で京都市へ届出

さまざまな分野の  
専門家と協議

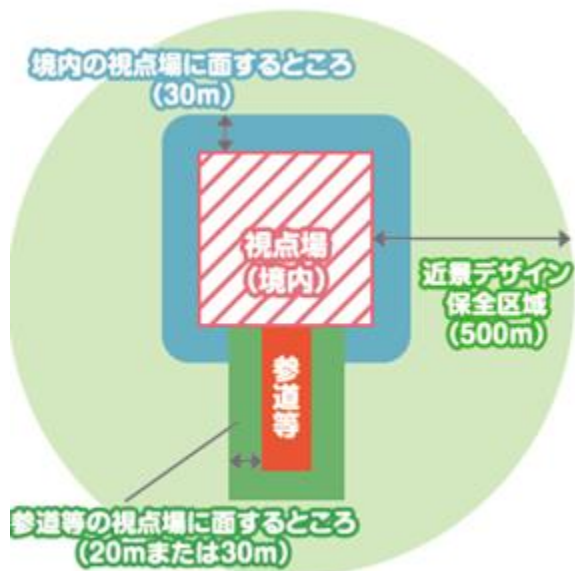


景観デザインレビュー対象範囲

景観デザインレビューの対象行為

境内の視点場に面するところ □  
参道等の視点場に面するところ □  
での建物の新築，増築，工作物の新設

上記以外の近景デザイン保全区域での大規模な新築，  
増築（床面積2,000m<sup>2</sup>超），大規模な工作物の新設



<イメージ図>

手続の流れ



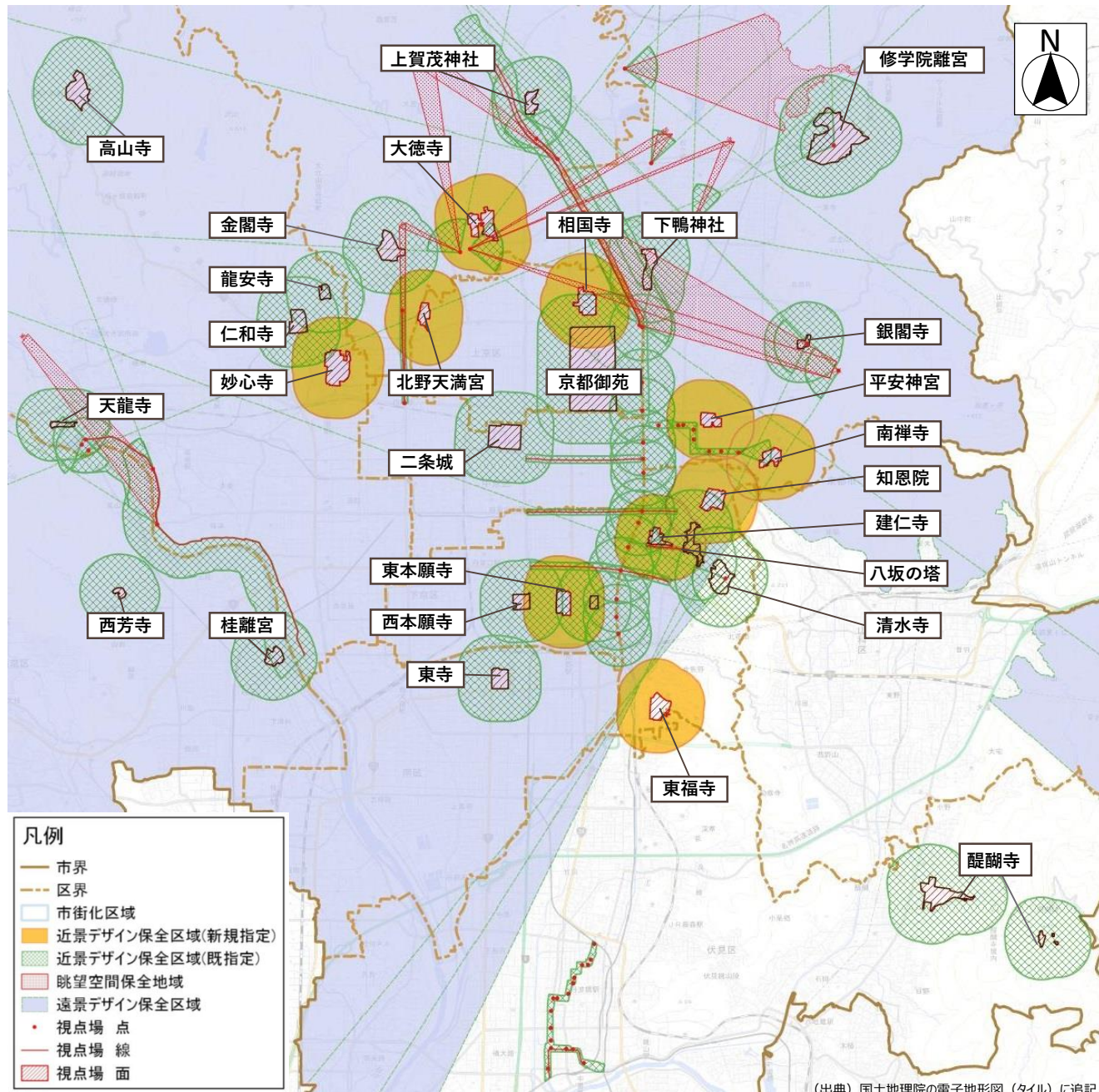
京都市からは

- あらかじめ、計画地周辺の景観の特性、歴史・文化・成り立ち等の情報を提供

建築される方は

- 計画の構想，基本計画など早い段階で、景観に関する許認可申請に先立ち「景観デザイン計画書」を届出
- その後、計画について専門家と協議
- 専門家からはアドバイスを受けることが可能

# ＜追加する視点場を含めた眺望景観保全地域の規制図＞



# 柱2：支援策の充実

## ① 景観上重要な建造物や樹木・緑地等を適正に維持管理するための支援策の充実を検討し、効果的に提供します！

・ 適正な樹木の維持や管理について、造園の専門家や樹木医を派遣

・ 寺社等の境内地やその周辺の樹木を守り、建物と樹木が一体となった歴史的景観の保全を推進

⇒ 景観上重要な樹木の指定を積極的に進め、維持管理に必要な費用の助成等を実施

・ お困りごとに応じて、伝統的な建物の維持や活用に詳しい専門家を派遣

・ 地域の個性ある景観づくりの核となる歴史的な建物の保全の推進

⇒ 景観上重要な建物の指定を積極的に働きかけ、外観の修繕に対する補助等の支援を実施




## ② より良い計画へと誘導するために、寺社等とその周辺の景観の特徴等をまとめ、公開します！

・ 景観規制を充実させる27箇所の寺社周辺地域において、境内地からの優れた眺めや周辺の歴史的な町並み、地域の歴史や文化、まちの成り立ちなど、新たに建築を計画する場合に参考となる情報を伝えるための資料として作成・公開



なるほど!!  
この地域には素晴らしい歴史や文化があるんだな。

名称：福国寺エリア	エリアの概況	
 市内東部の主要通りと並行する	 福国寺を中心とした歴史的回廊が形成されている。この回廊は歴史的回廊の中心となる景観を形成し、地域の個性ある景観づくりの核となる歴史的な建物の保全の推進を促す。	 市内東部の主要通りと並行する
 市内東部の主要通りと並行する		 市内東部の主要通りと並行する
 市内東部の主要通りと並行する		 市内東部の主要通りと並行する
<h3>福国寺周辺の景観の特徴</h3> <p>福国寺周辺の景観の特徴として、福国寺を中心とした歴史的回廊が形成されている。この回廊は歴史的回廊の中心となる景観を形成し、地域の個性ある景観づくりの核となる歴史的な建物の保全の推進を促す。また、福国寺周辺の景観の特徴として、福国寺を中心とした歴史的回廊が形成されている。この回廊は歴史的回廊の中心となる景観を形成し、地域の個性ある景観づくりの核となる歴史的な建物の保全の推進を促す。</p>		
<p>福国寺周辺の景観の特徴として、福国寺を中心とした歴史的回廊が形成されている。この回廊は歴史的回廊の中心となる景観を形成し、地域の個性ある景観づくりの核となる歴史的な建物の保全の推進を促す。また、福国寺周辺の景観の特徴として、福国寺を中心とした歴史的回廊が形成されている。この回廊は歴史的回廊の中心となる景観を形成し、地域の個性ある景観づくりの核となる歴史的な建物の保全の推進を促す。</p>		

<イメージ図>

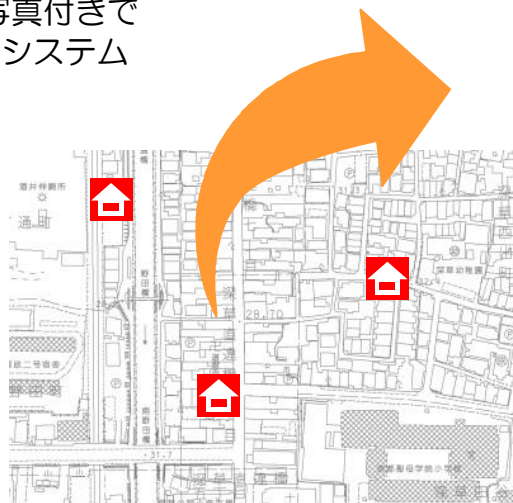


# 柱3：景観づくりの推進

## ① 景観に関する様々な情報を地図情報を用いて分かりやすく発信します！

- 市内の歴史的資産や景観に関する施策等について視覚的に分かりやすく整理し、インターネット上の地図に写真付きで掲載するなど、市民や事業者、寺社等と共有できるシステムの構築を検討

この地域にはこんなに多くの京町家があるんだな。



 京町家（景観重要建造物）

番号：●  
名称：●●邸 地区名：●●区  
説明：  
●●家の所在する付近は、南北に貫通する本町通に沿って商店と住宅の混在する町並みが続く。  
主屋は文久元年（1861年）築で、1階は格子戸、出格子、つし2階は丈の低いむしご窓を2箇所を開く。伏見の街道筋の町家として地域様式をよく継承する形となっている。  
間口の広い主屋のファサードが、南隣の家屋とともに存在感を示し、T字路のアイストップともなっており、本町通沿いの景観の形成に重要な建物である。



<イメージ図>

## ② 寺社と地域、事業者等が連携する景観づくり・まちづくりを支援します！

- 市民が広く景観について学べる機会を提供し、景観づくりに関する普及啓発を推進
- 地域ごとの歴史的資産の価値や景観の特徴を共有するための学習会・見学会等への支援を充実することで、景観づくりの機運を醸成
- 地域の将来像や守るべき景観を共有したり、ルールづくりや仕組みづくりを支援する専門家派遣等を行うことで、個性と活力あふれるまちづくりを推進



# 「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」の意見募集

募集期間 平成29年7月10日（月）～平成29年8月17日（木）【必着】

## 具体的施策（素案）の説明会

8つの会場とも基本的に説明内容は同じですので、ご都合の良い日時と場所でご参加ください。

右京区役所	7月21日(金)午後7時～8時30分
北文化会館（北大路駅北）	7月23日(日)午後2時～3時30分
西京区役所	7月24日(月)午後7時～8時30分
中京区役所	7月25日(火)午後7時～8時30分
みやこめっせ（左京区岡崎）	7月26日(水)午後7時～8時30分
東山区役所	7月27日(木)午後7時～8時30分
伏見区役所醍醐支所	7月28日(金)午後7時～8時30分
下京区役所	7月30日(日)午後2時～3時30分

## 素案等の閲覧

京都市役所で具体的施策（素案）、縦覧図（区域図）及び京都市景観計画（素案）の閲覧を行います。

【場所】京都市役所 北庁舎2階 景観政策課内

【期間】平成29年7月10日（月）～平成29年8月17日（木）（土日祝を除く）

京都市役所のホームページでも素案等をご覧いただけます。

【URL】<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000220694.html>

# 今後のスケジュール（予定）

平成  
29  
年度

具体的施策（素案）に対する  
市民意見募集

美観風致審議会(9月頃)

都市計画審議会(11月頃)

条例規則の改正(3月頃)

<平成30年2月市会に提案予定>

平成  
30  
年度

周知期間  
(約6箇月)

新制度施行(10月から)

# 参考資料 (柱1：景観規制の充実)

## 既存指定の寺社に加え、新たに視点場に指定する寺社（27箇所）に関する近景デザイン保全区域の基準の概要

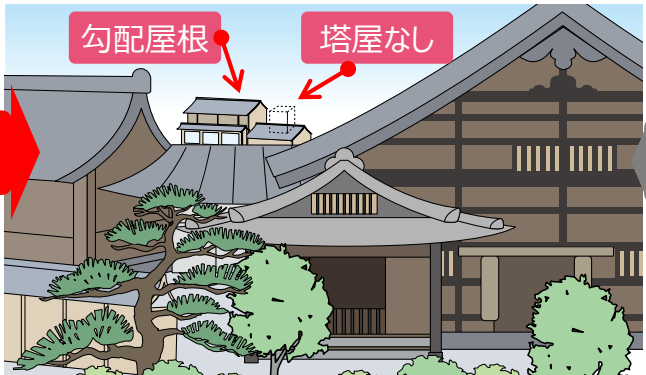
以下の10箇所の寺社では・・・  
境内から500mの区域と参道等の区域を新たに指定

(※ 建仁寺は参道等における区域は定めません)

- 大徳寺, 北野天満宮, 相国寺,
- 妙心寺, 東本願寺, 南禅寺,
- 平安神宮, 知恩院, 建仁寺, 東福寺

新たな基準

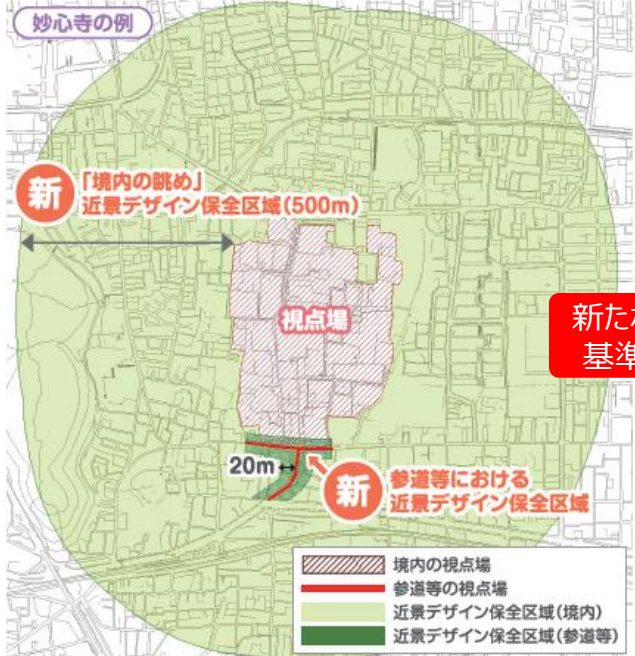
境内から500mの範囲で、境内から見える場所に新たに建物を建てる場合は…



既存の基準

以下の14箇所の寺社では・・・  
境内から500mの区域に加え、参道等の区域を新たに指定

- 上賀茂神社, 下鴨神社, 東寺
- 清水寺, 醍醐寺, 仁和寺, 高山寺
- 西芳寺, 天龍寺, 金閣寺, 銀閣寺
- 龍安寺, 西本願寺, 二条城
- 京都御苑, 修学院離宮, 桂離宮



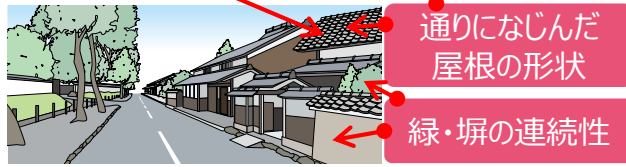
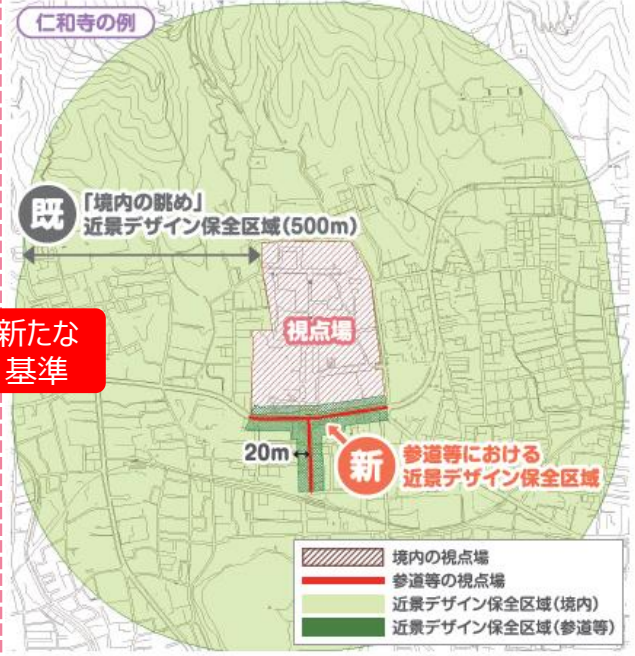
- 勾配屋根とすること
- 塔屋のないものとする基準を指定

参道や寺社等に沿った道路沿いで、新たに建物を建てる場合は…

新たな基準



新たな基準



- 屋根の形状や材質の基準
- 緑、塀の連続性などの基準を指定